

緊急事態における東北管区警察局の組織に関する訓令

平成22年11月10日 東北管区警察局訓令第5号

(概要)

本訓令は、緊急事態に対処するための東北管区警察局の組織に関して、警備実施要則(昭和38年国家公安委員会規則第3号)に定めるもののほか、

対策本部の設置

対策本部の組織

対策本部の所掌事務

対策本部等の要員の招集等

等について定めている。